

## 仕様確認依頼書提出依頼に伴う QA 対応

### 1. 仕様確認依頼書提出依頼に関するご質問

#### 目次

- Q1. なぜ仕様確認依頼書を提出するのか？
- Q2. 仕様確認依頼書は、どこに掲載されているのか？
- Q3. 具体的にどのような仕様が必要となるのか？
- Q4. どこに提出すればいいのか？
- Q5. いつまでに提出すればいいのか？
- Q6. 仕様確認依頼書の提出依頼があったが、自分では対応できない。どのように対応すればよいか？
- Q7. 出力制御ユニットのみ設置し、PCS 取替を行わないが仕様確認依頼書の提出は必要か？
- Q8. 複数箇所発電設備を所有しているが、一括で 1 事業所へ提出してもいいのか？
- Q9. HP に掲載されている提出先一覧（アドレス）に新設・増設の申込みをしてもいいのか？
- Q10. 出力制御機能付 PCS への取替を行うが、メールでの申請でいいのか？
- Q11-1. 山間部等でインターネットの構築が出来ない場合はどうすれば良いか？（高低圧のお客様の場合）
- Q11-2. 同上（特別高圧 22・33 kV のお客さまの場合）
- Q12. インターネット環境の構築は費用が生じるため、固定スケジュールを採用しても良いか？

Q1. なぜ仕様確認依頼書を提出するのか？

A1. 提出頂いた仕様確認依頼書を以って、PCS（狭義）と出力制御ユニットの組み合わせが適正か（出力制御に対応できるか）や発電所 ID 発行数の確認等をさせて頂くために提出して頂きます。

Q2. 仕様確認依頼書は、どこに掲載されているのか？

A2. 弊社 HP に掲載されております。（DM（仕様確認依頼書提出依頼）にリンク貼付有）  
（参考）

HPTOP >> 託送（たくそう）とは >> 再生可能エネルギー発電出力制御について  
>> 関西エリア 発電設備の出力制御について >> 出力制御に関する今後のお手続きについて  
<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/renewable-energy/kansai/procedure.html>

Q3 具体的にどのような仕様が必要となるのか？

A3. 出力制御指令を受け、正常に制御動作する機能を求めるものです。詳細は当社 HP に技術仕様書が掲載されておりますのでご確認ください。

（参考）

HPTOP >> 託送（たくそう）とは >> 再生可能エネルギー発電出力制御について  
>> 関西エリア 発電設備の出力制御について >> 出力制御機能の技術仕様書について  
<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/renewable-energy/kansai/spec.html>

Q4. どこに提出すればいいのか？

A4. 弊社 HP に掲載されている提出先一覧をご確認の上、発電設備設置場所を管轄する事業所へ提出をお願いします。

（参考）

HPTOP >> 託送（たくそう）とは >> 再生可能エネルギー発電出力制御について  
>> 関西エリア 発電設備の出力制御について >> 出力制御に関する今後のお手続きについて  
<https://www.kansai-td.co.jp/consignment/renewable-energy/kansai/procedure.html>

Q5. いつまでに提出すればいいのか？

A5. 現地施工の準備が整い次第、ご提出をお願いいたします。なお、オンライン化の期日は 2023 年 9 月となりますので、期日までに完了できるよう、ご対応をお願いいたします。

Q6. 仕様確認依頼書の提出依頼があったが、自分では対応できない。どのように対応すればよいか？

A6. 機器設置時の電気工事店やメーカー等へご相談していただけますようお願いいたします。

Q7. 出力制御ユニットのみ設置し、PCS 取替を行わないが仕様確認依頼書の提出は必要か？

A7. 既設の PCS と今回新たに設置頂く出力制御ユニットとの組み合わせが適正か確認させて頂く必要があるため、仕様確認依頼書の提出は必要となります。

Q8. 複数箇所発電設備を所有しているが、一括で 1 事業所へ提出してもいいのか？

A8. 各事業所で技術検討・発電所 ID を発行しておりますので、それぞれの発電設備設置箇所を管轄する事業所への提出をお願いいたします。

Q9. HP に掲載されている提出先一覧（アドレス）に新設・増設の申込みをしてもいいのか？

A9. 今回、HP へ掲載しているアドレスは、再エネ出力制御準備対応の為の窓口になりますので、準備対応以外の申出・問い合わせを受けることはできません。仮に申出・問い合わせ頂いたとしても回答されませんのでご了承ください。

Q10. 出力制御機能付 PCS への取替を行うが、メールでの申請でいいのか？

A12. 発電電圧区分が「高圧・特高」で準備対応に伴う取替であれば、メールでの申請で問題ございません。仕様確認依頼書と併せて必要書類の提出をお願いします。  
発電区分が「低圧」で、PCS 取替や容量の変更が伴う場合は、メールではなく「たくそう君」にて申し込みをお願いいたします。

Q11-1. 山間部でインターネットの構築が出来ない場合はどうすれば良いか（高低圧のお客様の場合）

A11-1. 年先までの需給予想に基づく出力制御スケジュール（固定スケジュール）を現地で登録する必要があります（年 1 回程度）。固定スケジュールの場合、最新の気象状況等を反映できないため、インターネットと比べ出力制御量が多くなる可能性や PCS メーカーによる現地設定作業が必要となることがあります。

Q11-2. 同上（特別高圧 22・33 kV のお客さまの場合）

A14-2. 連系電圧が 66kV 未満のお客さまは、「専用回線」または簡易な「インターネット」の選択が可能です。インターネットが構築ができない場合は「専用回線による出力制御」方式で構築をお願いします。

Q12. インターネット環境の構築は費用が生じるため、固定スケジュールを採用しても良いか

A12. 原則、インターネット回線が必要です。固定スケジュールは山間部等でインターネットが現実的に構築で

きない発電者さまに限定したものであり、最新の気象状況等を反映出来ないため、インターネットと比べ出力制御量が多くなる可能性があることからインターネットによる更新スケジュールの採用をお願いしております。